

湖西市一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）（案）に関する
パブリックコメント募集結果と市の考え方

No.	区分・項目	ご意見	ご意見に対する市の考え方
1	第1章 生活排水処理の基本方針 第6節 生活排水処理の基本方針 基本方針2 公共下水道事業計画区域外の生活排水処理 P5	<p>「浄化槽の性能を維持するため、定期的な点検を実施するように指導します。」とあるが、公共用水域の水質改善に向けた目標を達成するためには、清掃、保守点検及び法定検査それぞれの実施率を限りなく100%に近づける必要がある。よって、保守点検だけでなく、「・・・定期的な清掃、保守点検及び法定検査が全て実施されるよう指導します」と記載すべきである。</p>	<p>ご意見を参考に一部修正します。</p>
2	第3章 生活排水処理基本計画 第3節 生活排水処理に係る基本的課題の抽出3.公共下水道の整備等に伴う影響に対する検討 (3)本市の取り組み P44	<p>一般廃棄物処理業等合理化検討審議会については、令和元年10月31日に湖西市長に答申をして審議を終えている。また、平成31年4月に施行された審議会設置要綱において委員の任期は1年とされており、委員の任期は終了する。よって令和2年3月に策定し、令和2年度を計画の初年度とする湖西市一般廃棄物処理基本計画に「<u>審議会を設置しています</u>」と記載するのは適当ではなく、「平成31年4月1日に一般廃棄物処理業等合理化検討審議会を設置し、し尿等の処理業者に対する合理化事業について調査審議しました。」と訂正すべきである。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画策定時には既に、湖西市長に対して審議会から答申がなされているので、湖西市一般廃棄物処理基本計画において「<u>提言を</u></p>	<p>一般廃棄物処理業等合理化検討審議会に対し、今後も調査審議を依頼することも想定しております。</p> <p>なお、令和2年度からの合理化事業のあり方について審議会から答申をいただいておりますので一部修正します。</p>

		<p>行うものです」と記載するのは事実と異なり、「令和元年 10 月 31 日に答申しました」と訂正すべきである。さらに、「提言を受け、…合理化事業計画を定め、合理化事業を実施する…」とされているが、「提言を受け」は誤りであり、「<u>答申を受け</u>」に訂正が必要である。</p>	
3	<p>5. 施設整備等の課題 (1) 合併処理浄化槽の整備 P45</p>	<p>「合併処理浄化槽の整備」として合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の「保守点検、清掃及び法定点検の実施といった適正な管理を啓発する必要」と記載されているが、「合併処理浄化槽の整備」の項目と内容が一致しないので、別に項目を立てるか、「合併処理浄化槽の整備、<u>浄化槽の適正な維持管理</u>」という項目名に改めるべきである。「法定点検」は「<u>法定検査</u>」の誤りである。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
4	<p>第 3 章 生活排水処理基本計画 第 3 節 生活排水処理に係る基本課題の抽出 5. 施設整備等の課題 (1) 合併処理浄化槽の整備 P45</p>	<p>「合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を設置している世帯に対しては」とありますが、「(1) 合併処理浄化槽の整備」の項目に対し、文中の「単独処理浄化槽」とは、内容が一致しておりません。仮に文中に「単独処理浄化槽」と表記するのであれば、項目を(1) 単独処理浄化槽および合併処理浄化槽の整備とした方が適正であると思われます。また、「法定点検」とは、浄化槽法で定められた検査であり、法定検査と表記した方が適正であると思われます。さらに、「保守点検、清掃及び法定点検の実施」と表記されておりますが、</p>	<p>ご意見を参考に一部修正します。</p>

		<p>浄化槽の設置から清掃までの順序を考えると、「法定検査、保守点検及び清掃」とした方が適正であると思われます。</p>	
5	<p>第3章 第5節 生活排水処理基本計画 P49 生活排水処理の目標 P52</p>	<p>1. 生活排水処理の基本姿勢 (2)湖西市公共下水道事業計画にける整備方針の見直しに伴う対応 「今後、し尿・浄化槽汚泥量が減少していくことを考慮すると、委託業務を許可へ移行し、さらなる効率化を図ることを検討します。」 (3) 収集運搬体制 「計画処理区域では、し尿を委託収集、浄化槽汚泥は許可業者により収集しています。し尿及び浄化槽汚泥とともに、今後も収集量が減少することが見込まれるため、委託業務は収集量に応じ、収集車両台数の減車を行い、将来的には許可業務への移行を検討します。許可業務は、収集量や浄化槽汚泥混入率を考慮し、収集車両台数や収集区域の見直し等を検討していきます。」 とあるが、一方では、</p> <p>P49 第5節 生活排水処理基本計画 1. 生活排水処理の基本姿勢 (2)湖西市公共下水道事業計画にける整備方針の見直しに伴う対応 「しかし、し尿くみ取りについて、民間活力を活</p>	<p>今後、し尿、浄化槽汚泥の収集量減少が見込まれている中で、現在と同等のサービスを提供し、業務の統一により安定した収集運搬を行うことができると考えております。</p>

		<p>用し、委託から許可に移行すると、事業者の裁量の範囲料金（手数料）を設定できるようになり、許可業者が金額を引き上げ、住民負担が増加した例もあることから、許可への移行は、慎重に検討する必要があります」 とあります。</p> <p>「委託業務を許可業務に移行」また「収集車両台数や収集区域の見直し」を行うと事によって、一見料金が下がるようなイメージがあるが、一方では「許可業者が金額を引き上げ、住民負担が増加した例もある」にも関わらず、なぜ許可にする必要があるのか？</p>	
6	<p>第3章 第5節 生活排水処理基本計画 P49 生活排水処理の目標 P52</p>	<p>収集運搬業者のバキュームカー等の設備や人件費等のコストに対し、収集量が減少＝収益の減少となると、必然的に料金が上がるのは理論上正しいと思われるがどうか？</p>	<p>収集量に見合った収集運搬体制を確保することで、収集料金の上昇は抑制できると考えております。</p>
7	<p>第3章 第5節 生活排水処理基本計画 P49 生活排水処理の目標 P52</p>	<p>たそれらを回避する策として、「湖西市の合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて合理化事業を実施することにより、これらの事業の業務の安定を保持する仕組みとなっています。」とあるが、一般廃棄物の適正な処理を推進するための計画であるのにも関わらず、具体的な合理化事業計画が記載されていないのはおかしい。</p>	<p>合理化事業計画は別途策定し、すみやかにウェブサイト等で周知する予定です。</p>
8	<p>第5節</p>	<p>浄化槽の区域の見直しは自由競争になると言う</p>	<p>区域を定めている現状でも区域ごとの収集料金</p>

	生活排水処理基本計画 P49	事ですか。そういう考えであるならばそれは違う と思います。区域を見直すと、取り合いになり業 者ごとの金額がばらばらになり、公平な住民サー ビスではなくなる。公共の仕事が価格競争になる のはおかしいと思う。価格競争をして企業がやっ ていけなくなったらどうしますか。工場で働いて いる人達とは違う。そこに携わる人が減ってく る。汲み取りは委託で良いと思う。許可にする必 要があるのか。市長はきれいな所に居ないで暑い 時寒い時現場を見る様に。	は異なります。なお、業者の収集担当区域の見直 しがあった場合においても適正な収集運搬体制 を確保します。
9	第5節 生活排水処理基本 計画 1.生活排水処理の基本姿 勢 (1)生活排水対策の推進 P49	「住民・事業者・行政が一体となって生活排水対 策を推進」するとされるが、一般廃棄物処理責任 は基本的に市町村にあり、平成26年10月8日付 けの環境省部長通知では、委託業者に行わせる場 合でも同様の責任を負うと指摘され、平成20年 6月19日付けの環境省課長通知では、委託処理 の場合は経済性の確保等の要請よりも業務の確 実な履行を重視するとしている。市の処理責任は 極めて重いものであり、「行政・事業者・住民」 の順に改めるのが適当と考える。	ご意見のとおり修正します。
10	(2)湖西市公共下水道事業 計画における整備方針の 見直しに伴う対応 P49	貴市では下水道整備方針において合併処理浄化 槽によって処理する方向が決まっているので、 「 <u>合併処理浄化槽によって処理することで対応 します。</u> 」と記載する必要がある。	ご意見のとおり修正します。
11	(2)湖西市公共下水道事業 計画における整備方針の	市街化調整区域を含む下水道整備方針の見直し に伴う影響については、合理化事業計画（令和2	ご意見を参考に一部修正します。

	<p>見直しに伴う対応 P49</p>	<p>年度～) に反映されており、この計画は4月から始まるので、「この見直しに伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業務を委託・許可している3社について、それぞれ下水道事業の変更により影響を受ける状況が異なるため、<u>業者の収集担当区域の見直しや、収集車両台数の適正化を図ることを検討します。</u>」との記載は「・・・が異なるため、<u>一般廃棄物処理業等合理化検討審議会の答申を受けて合理化事業計画を策定し、令和2年度から合理化事業に着手する。</u>」と訂正しないと、事実と異なる。</p> <p>すなわち、一般廃棄物処理業等合理化検討審議会では、「市全域を(下水道)整備する計画を、主に市街化区域を整備する計画へ変更することにより、業者への影響見通しが変化」することについて検討を行い、合理化事業計画(令和2年度～)が策定されたものである。</p> <p>令和26年度までを見通してまとめられた審議会の答申に基かずに「下水道整備方針の見直しに伴う影響による」「業者の収集担当区域の見直しや、収集車両台数の適正化を図ることを検討」するならば、合特法及び審議会の答申を軽視していると言わざるを得ない。</p>	
12	(2)湖西市公共下水道事業計画における整備方針の見直しに伴う対応	<p>「し尿くみ取りについて、・・・許可への移行は、慎重に検討する必要がある。」と記載されているが、<u>大小様々な便槽を対象とするし尿くみ取りに</u></p>	<p>「委託業務の継続」または「許可業務へ移行」いずれの場合においても、住民サービスの低下は招かないよう、社会的情勢等さまざまな変化に対応</p>

	P49	<p>において住民サービスの低下を招かないためには、<u>現行の委託業務を継続するのが適当と考える。</u></p> <p>なお、平成 20 年 6 月 19 日付けの環境省課長通知においては、委託処理の場合、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視するとされている。</p>	しつと最適な処理方法を検討します。
13	<p>3. し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画 (3)収集・運搬体制 P52</p>	<p>P 4 4 に記載の合理化事業計画が、生活排水処理基本計画と同じく令和 2 年度にスタートするにも関わらず、「収集・運搬体制」において全く触れられていないのは、整合性がとれておらず、「し尿及び浄化槽汚泥ともに、今後も収集量が減少することが見込まれるため、<u>委託業務は、収集量に応じ、収集車両台数の減車を行い、将来的には許可業務への移行を検討します。許可業務は、収集量や浄化槽汚泥混入率を考慮し、収集車両台数や収集区域の見直し等を検討していきます。</u>」との記載は「・・・見込まれるため、<u>収集車両台数等を見直した合理化事業計画に基づき適正な収集・運搬体制を整備し、委託業務及び許可業務を進めていきます。</u>」と記載しないと事実と異なる。一般廃棄物処理基本計画の目標年度(令和 16 年度)よりも先の将来見通しが合理化事業計画に反映されており、許可区域もその見通しの条件となっているはずである。許可区域を見直すことは、合特法による合理化事業計画の意義を損なうことであり、容認できない。</p>	<p>計画期間や策定趣旨の異なる合理化事業計画は本計画中に記載するのではなく、別途ウェブサイト等で周知します。</p> <p>なお、収集運搬体制は、今後の収集量等の予測や実績を考慮し、最適な方法を検討します。</p>

		<p>なお、収集区域の変更や自由化は、下水道整備方針の見直しに伴う影響を検討して提出された一般廃棄物処理業等合理化検討審議会の答申には、一切示されていない事項である。</p> <p>さらに、許可区域をなくして当該地区にこれまでの参入できなかった事業者が当該地区に参入してくることは実質的に新規許可にほかならない。本来、法的に認められないことのすり抜けを許してしまうおそれがある。</p>	
14	<p>第3章 生活排水処理基本計画</p> <p>第5節 生活排水処理基本計画</p> <p>1.生活廃水処理の基本姿勢</p> <p>(2)湖西市公共下水道事業計画にける整備方針の見直しに伴う対応</p> <p>P49</p>	<p>「湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会」にて、令和元年5月20日から5回にわたり、下水道の整備により影響の出る許可業者3社に対する合理化学業について、審議検討されてきました。これにより、令和元年10月31日の答申を受け、令和2年4月から合理化学業計画が実施される事が既に決定しております。よって、「検討する」は現状と異なり誤解を招く恐れがありますので、審議会の答申を受け、合理化学業計画を令和2年4月から開始することを明記すべきと考えます。「業者の収集運搬担当地域の見直しや、収集車両台数の適正化を図ることを検討します。」や「今後、し尿・浄化槽汚泥量が減少していくことを考慮すると、委託業務を許可へ移行し、さらなる効率化を図ることを検討します。」という記載は適切な表記ではありません。</p> <p>※し尿収集運搬(委託業務)においては、収集車両</p>	<p>ご意見を参考に一部修正します。</p>

		<p>の減車・収集区域の変更が決定している。</p> <p>※浄化槽汚泥収集運搬(許可業務)においては、令和2年4月から合理化事業計画策定に沿った合理化事業計画(代替業務)を行う事が決定している。</p>	
15	<p>第3章 生活排水処理基本計画</p> <p>第5節 生活排水処理基本計画</p> <p>3. し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画</p> <p>(3) 収集・運搬体制</p> <p>P52</p>	<p>許可業務とは、廃棄物処理法上、公衆衛生の向上と生活環境の保全に資する事を目的とし、市長が定めた許可区域の中で、許可業者(収集運搬業者)は、自ら私財を投じ、必要な器具・機材・人員を用意し、住民サービスの低下を招かないように、作業の効率化を図りつつ業務を遂行していくものです。それは、たとえ下水道による影響があったとしても、最後まで継続して業務を行わなければなりません。合理化事業計画は、そのような影響がありつつも継続的に適正なし尿等の処理に向けて、業務の安定とともに、適正なし尿等の収集運搬体制を維持する事を目的としており、湖西市では令和2年度から令和26年度までの影響を見通して計画を定め、その計画の運用により、一般廃棄物処理の適正処理を図ろうとされているところです。よって、許可業務に係る「収集車両台数や収集区域の見直しの検討」は、不適切な表現であると考えます。将来的に許可業務における「収集車両台数や収集区域の見直しを検討する」と生活排水処理基本計画に記載するのは、長期を見通して策定した合理化事業計画との整合</p>	<p>本計画と合理化事業計画は、計画期間や策定目的が異なりますが、両計画の整合性はとれていると考えております。今後、諸条件の変化等を踏まえ、適宜見直しを行います。</p>

		性がないものと思われます。	
16	<p>第3章 生活排水処理基本計画</p> <p>第5節 生活排水処理基本計画</p> <p>3. し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画</p> <p>(3) 収集・運搬体制</p> <p>P52</p>	<p>また、収集量を実績値と予測で計画されていますが、湖西市における浄化槽設置基数における清掃率を把握されているのであれば、そのことも記載していただきたいと思います。</p> <p>今後、収集運搬体制の検討が必要となる場合は、その状況も踏まえた適切な体制を検討されるようお願いいたします。</p>	<p>浄化槽設置基数に対する清掃率は把握は困難ですが、今後の収集量に応じ、適正な収集運搬体制を整えたいと考えております。</p>